

日医発第 1187 号（地域）
令和 6 年 10 月 8 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会常任理事

今 村 英 仁
坂 本 泰 三
(公印省略)

令和 6 年度病床機能報告及び外来機能報告の実施等について
(医療法施行規則の規定に基づく厚生労働省告示の改正について)

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局長より都道府県知事宛に標記の通知が発出されるとともに、本会に対してもその了知方依頼がございました。

「令和 6 年度病床機能報告及び外来機能報告の実施等について」につきましては、令和 6 年 9 月 26 日付日医発第 1100 号（地域）にて貴会宛にご案内申し上げております。

本件は、医療法施行規則の規定に基づく厚生労働省告示が令和 6 年 9 月 30 日に別添のとおり公布され、告示日（令和 6 年 10 月 1 日から同年 11 月 30 日までに行うものとされている病床機能報告）より適用されることとなったものであります。改正の主な内容等は、別紙をご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知賜りますようお願い申し上げます。

追って、令和 6 年度病床機能報告・外来機能報告の「確認・記入要領」については、それぞれ以下の厚生労働省のホームページにおいて掲載しているため、これらの報告に当たって参考としていただけるよう、周知方をお願いいたします。

○令和 6 年度病床機能報告 確認・記入要領

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055891.html>

○令和 6 年度外来機能報告 確認・記入要領

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000095525_00013.html

事 務 連 絡
令和6年9月30日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

「医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法及び医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部を改正する告示」の公布等について（周知依頼）

標記について、別添のとおり、各都道府県知事宛てに通知しましたので、ご了解いただくとともに、貴団体会員等へ周知いただきますようお願いいたします。

医政発 0930 第 12 号
令和 6 年 9 月 30 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

「医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法及び医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部を改正する告示」の公布等について（通知）

医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法及び医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部を改正する告示（令和 6 年厚生労働省告示第 314 号）が本日別添のとおり公布され、告示日（令和 6 年 10 月 1 日から同年 11 月 30 日）までに行うものとされている病床機能報告）より適用されることとなりました。

改正の主な内容等は、下記のとおりですので、貴職におかれては、これを御了知いただくとともに、貴管内の医療機関、関係団体に対して周知をお願いいたします。

なお、病床機能報告及び外来機能報告については、業務効率化の観点から、医療機関は、可能な限り医療機関等情報支援システム（G-MIS）により報告を行うこととしており、令和 6 年度病床機能報告・外来機能報告の「確認・記入要領」については、それぞれ以下の厚生労働省のホームページにおいて掲載しているため、これらの報告に当たって参考としていただけるよう、貴管内の医療機関、関係団体に対して、併せて周知をお願いいたします。

○令和 6 年度病床機能報告 確認・記入要領

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055891.html>

○令和 6 年度外来機能報告 確認・記入要領

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000095525_00013.html

記

第1 改正の主な内容

病床機能報告の報告内容及び公表内容について、令和6年度診療報酬改定等を踏まえ、以下のとおり改正する。

(1) 構造設備及び人員の配置その他必要な事項

報告内容及び公表内容のうち「病床数、人員の配置、医療機器等」について、以下のとおり改正する。

- ① 「病床数」に関する項目について、介護療養型医療施設に関する記載を削除する。
- ② 「医療機器等」に関する項目について、
 - ・ 療養型介護療養施設サービス費等に関する事項及び体制強化加算1・2を算定している病院である旨を削除する。
 - ・ 小児・周産期・精神科充実体制加算を算定している病院である旨を追加する。

(2) 入院患者に提供する医療の内容

報告内容及び公表内容のうち「救急医療の実施状況」について、以下の項目を追加する。

- ・ 処置に係る休日加算1・2、時間外加算1・2及び深夜加算1・2の算定件数
- ・ 手術に係る休日加算1・2、時間外加算1・2及び深夜加算1・2の算定件数

第2 適用期日等

告 示 日：令和6年9月30日

適用期日：告示日（ただし、令和6年10月1日から同年11月30日までに行うものとされている病床機能報告から適用する。）

以上

○厚生労働省告示第三百十四号

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十条の三十三の六第一項及び第三十条の三十三の八の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法及び医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年九月三十日

厚生労働大臣 武見 敬三

医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法及び医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部改正（医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成二十六年厚生労働省告示第三百六十二号）の一部を次の表のように改正する。）

第一条 医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成二十六年厚生労働省告示第三百六十二号）の一部を次の表のように改正する。
(傍線部分は改正部分)

改 正 後				改 正 前			
医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。）第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の表の第一欄に掲げる報告内容に同じ、同表の第二欄に掲げる報告単位を基本として、同表の第三欄に掲げるとおりとする。				医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。）第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の表の第一欄に掲げる報告内容に同じ、同表の第二欄に掲げる報告単位を基本として、同表の第三欄に掲げるとおりとする。			
報告内容				報告内容			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
構造設備及び人員の配置その他必要な事項	三 病床数、療機器等イ 病床数 (1) (3) (略) (削る)	(略)	(略)	三 病床数、療機器等イ 病床数 (1) (3) (略) (4) 療養病床にあつては、(1)及び(2)のそれぞれの病床数のうち、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一	(略)	(略)	(略)

(4)|
算定する入院基本料及
び特定入院料ごとの届
出に係るものの数

項の規定によりなおそ
の効力を有するものと
された同法第二十六条
の規定による改正前の
介護保険法（平成九年
法律第二百二十三号）第
四十八条第一項第三号
に規定する指定介護療
養型医療施設に係るも
のの数

(5)|
算定する入院基本料及
び特定入院料並びに療
養型介護療養施設サー
ビス費等（病院の介護
療養病床における療養
型介護療養施設サービ
ス費、療養型経過型介
護療養施設サービス
費、ユニット型療養型
介護療養施設サービス
費、ユニット型療養型
経過型介護療養施設
サービス費、認知症疾
患型介護療養施設サー
ビス費、認知症疾患型
経過型介護療養施設
サービス費及びユニッ
ト型認知症疾患型介護
療養施設サービス費を
いう。ハの(2)において
同じ。）又は診療所型介
護療養施設サービス費
等（有床診療所の介護
療養病床における診療
所型介護療養施設サー
ビス費及びユニット型
診療所型介護療養施設
サービス費をいう。入
院患者に提供する医療
の内容の項第十四号ニ
において同じ。）ごとの
届出に係るものの数

(略)	(8) (23) (略)	ハ (略) 医療機器等 (1) (略) (2) 算定する入院基本料及び特定入院料 (3) 厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数（平成二十四年厚生労働省告示第百六十五号）別表第一から別表第三までのいずれかに該当する病院にあつては、同表のいずれに該当するかの別 (4) (略) (5) 急性期充実体制加算 1又は2を算定している病院にあつては、その旨 (6) 小児・周産期・精神科充実体制加算を算定している病院にあつては、その旨 (7) (略) (削る)
(略)		
(略)		

(略)	(8) (23) (略)	ハ (略) 医療機器等 (1) (略) (2) 算定する入院基本料及び特定入院料並びに療養型介護療養施設サービス費等 (3) 厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ及び激変緩和係数（平成二十四年厚生労働省告示第百六十五号）別表第一から別表第三までのいずれかに該当する病院にあつては、同表のいずれに該当するかの別 (4) (略) (5) 急性期充実体制加算を算定している病院にあつては、その旨 (新設) (6) (略) (7) 体制強化加算 1又は2を算定している病院にあつては、その旨
(略)		
(略)		

入院患者に提供する医療の内容					
(略)	六 がん、脳卒中、心筋梗塞 その他の疾患の治療状況 イ ーチ (略)	リ 分娩の実施件数 ヌ ーソ (略)	七 重症の患者への対応状況 イ ハイリスク分娩管理加算の算定件数 ロ 地域連携分娩管理加算の算定件数 ハ ーヨ (略)	八 救急医療の実施状況 イ ータ (略) レ 処置に係る休日加算1又は2、時間外加算1又は2及び深夜加算1又は2の算定件数 ソ 手術に係る休日加算1又は2、時間外加算1又は2及び深夜加算1又は2の算定件数	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
十四 病床を有する診療所の機能 イ ーハ (略) 二 有床診療所入院基本料及び有床診療所療養病床入院基本料並びに診療所型介護療養施設サービス費等(有床診療所の介護療養病床における診療所	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

入院患者に提供する医療の内容					
(略)	六 がん、脳卒中、心筋梗塞 その他の疾患の治療状況 イ ーチ (略)	リ 分娩の実施件数 ヌ ーソ (略)	七 重症の患者への対応状況 イ ハイリスク分娩管理加算の算定件数 ロ 地域連携分娩管理加算の算定件数 ハ ーヨ (略)	八 救急医療の実施状況 イ ータ (略) (新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
十四 病床を有する診療所の機能 イ ーハ (略) 二 有床診療所入院基本料及び有床診療所療養病床入院基本料並びに診療所型介護療養施設サービス費等の算定件数	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部改正)
第二条 医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成二十七年厚生労働省告示第百九十四号)の一部を次の表のように改正する。
(傍線部分は改正部分)

(略)	型介護療養施設サービス費及びユニット型診療所型介護療養施設サービス費をいう。)の算定件数 ホスト (略)	(略)	
(略)		(略)	
(略)	ホスト (略)	(略)	
(略)		(略)	

改 正 後	改 正 前
-------	-------

医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。)第三十条の三十三の八の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の表の上欄に掲げる公表内容(入院患者に提供する医療の内容の項に掲げるものにあつては、医療法(昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。)第三十条の十三第一項及び第二項の規定により報告がなかつた事項又は十件以上報告された事項に限る。)に応じ、同表の下欄に掲げる公表単位で公表するものとする。

(略)	公表内容	(略)	公表単位
構造設備及び人員の配置その他必要な事項	三 病床数、人員の配置、医療機器等 イ 病床数 (1) (3) (略) (削る)	(略)	
(4) (1)の病床数のうち、算定する入院基本料及び特定入院料ごとの届出に係るものの数		(略)	
(略)	公表内容	(略)	公表単位
構造設備及び人員の配置その他必要な事項	三 病床数、人員の配置、医療機器等 イ 病床数 (1) (3) (略) (4) 療養病床にあつては、(1)及び(2)のそれぞれの病床数のうち、健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設に係るものの数 (5) (1)の病床数のうち、算定する入院基本料及び特定入院料並びに療養型介護療養施設サービス費等(病院の介護療養病床における療養型介護療養施設サービス費、療養型経過型介護療養施設サービス費、ユニット	(略)	
(略)		(略)	

(略)	口 (略) ハ 医療機器等 (1) (略) (2) 算定する入院基本料及び特定入院料 (3) 厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数（平成二十四年厚生労働省告示第百六十五号）別表第一から別表第三までのいずれかに該当する病院にあつては、同表のいずれに該当するかの特 (4) (略) (5) 急性期充実体制加算1又は2を算定している病院にあつては、その旨 (6) 小児・周産期・精神科充実体制加算を算定している病院にあつては、その旨 (7) (略) (8) (略)
(略)	

(略)	口 (略) ハ 医療機器等 (1) (略) (2) 算定する入院基本料及び特定入院料並びに療養型介護療養施設サービス費等 (3) 厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ及び激変緩和係数（平成二十四年厚生労働省告示第百六十五号）別表第一から別表第三までのいずれかに該当する病院にあつては、同表のいずれに該当するかの特 (4) (略) (5) 急性期充実体制加算を算定している病院にあつては、その旨 (新設) (6) (略) (7) 体制強化加算1又は2を算定している病院にあつては、その旨 (8) (略)
(略)	

入院患者に提供する医療の内容	
(略)	(略)
六 がん、脳卒中、心筋梗塞その他の疾患の治療状況 イ チ (略) リ 分娩の実施件数 ヌ ソ (略)	(略)
七 重症の患者への対応状況 イ ハイリスク分娩管理加算の算定件数 ロ 地域連携分娩管理加算の算定件数 ハ ヨ (略)	(略)
八 救急医療の実施状況 イ タ (略) レ 処置に係る休日加算 1 又は 2、時間外加算 1 又は 2 及び深夜加算 1 又は 2 の算定件数 ソ 手術に係る休日加算 1 又は 2、時間外加算 1 又は 2 及び深夜加算 1 又は 2 の算定件数	(略)
(略)	(略)
十四 病床を有する診療所の機能 イ ハ (略) ニ 有床診療所入院基本料及び有床診療所療養病床入院基本料並びに診療所型介護療養施設サービス費等（有床診療所の介護療養病床における診療所型介護療養施設サービス費及びユニット型診療所型介護療養施設サービス費をいう。）の算定件数 ホ ト (略)	(略)
(略)	(略)

入院患者に提供する医療の内容	
(略)	(略)
六 がん、脳卒中、心筋梗塞その他の疾患の治療状況 イ チ (略) リ 分娩の実施件数 ヌ ソ (略)	(略)
七 重症の患者への対応状況 イ ハイリスク分娩管理加算の算定件数 ロ 地域連携分娩管理加算の算定件数 ハ ヨ (略)	(略)
八 救急医療の実施状況 イ タ (略) (新設) (新設)	(略)
(略)	(略)
十四 病床を有する診療所の機能 イ ハ (略) ニ 有床診療所入院基本料及び有床診療所療養病床入院基本料並びに診療所型介護療養施設サービス費等の算定件数 ホ ト (略)	(略)
(略)	(略)

附 則

(適用期日)

1 この告示は、告示の日から適用する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の規定及び第二条の規定による改正後の医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の規定は、令和六年十月一日から同年十一月三十日までの間に行うものとされる病床機能報告から適用する。